

「障がい福祉計画（第7期）及び障がい児福祉計画（第3期）（案）」に対するご意見と市の考え方（対応一覧）

No.	意見の対象	意見の要旨	市の考え方
1	障がい福祉計画（第7期）及び障がい児福祉計画（第3期）（案）	発達障害児(保護者)へ学校を通じてや受給者証発行者等からアンケートを実施してニーズを汲み取り、計画や施策に反映して欲しい。	岩倉市障がい者計画（第6期）・障がい福祉計画（第7期）及び障がい児福祉計画（第3期）の策定に当たり、障がい者等の生活上の困り事や支援ニーズを把握するためにアンケートを実施しました。 当該アンケートでは、対象とした障がい児（保護者）については、令和4年12月1日時点において、18歳未満（令和4年度中に18歳となる者を含む）であって、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持する者と障害児通所支援を利用するにあたり、受給者証を発行している者としてしました。 今後も、上記アンケートに加え、様々な機会において市民ニーズの把握に努めてまいります。
2	障がい福祉計画（第7期）及び障がい児福祉計画（第3期）（案）	児童発達支援センターの設置を「令和8年度まで」に設置ではなく、より安心して暮らせる子育てしやすい市になるために迅速な設置をして欲しい。 子供の就学を機に発達障害の可能性を疑うに至ったが、市のHPで検索してもどこに相談したら良いかわからず悩んだので、ワンストップで相談から支援につなげてもらえる体制整備を進めていただきたい。	児童発達支援センターについては、令和5年4月1日より岩倉市内において1事業所が開設されています。障がい福祉計画（第7期）及び障がい児福祉計画（第3期）（案）において示した目標値は、令和8年度までに設置を目指すということではなく、当該水準を維持又は発展させることを企図して設定しております。 今後、児童発達支援センターについて気軽に相談していただけるよう周知・広報に取り組むほか、相談機能を始めとして、障がい児の家族、学校、障害児通所支援事業所等への支援等を行う地域の療育支援の中核的機関としての役割が担えるよう努めてまいります。 また、市民の皆様が必要な情報に適切に到達し、相談等が行えるよう、ホームページの内容の充実等を図ってまいります。